

労働者派遣事業に関する情報公開について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

・派遣労働者の数

派遣労働者数

54名

・労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先数

18事業所

・派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

(1日8時間あたりの額)

労働者派遣に関する料金の平均額(前事業年度)

14,933円

派遣労働者の賃金の額の平均額(前事業年度)

9,520円

マージン率

36.2%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

・その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生関係

派遣労働者の事業主として負担する労災保険、雇用保険、雇用年金保険、健康保険等の社会保険料や教育訓練の実施の費用、派遣労働者が有給取得の際の賃金支払費用等が総じて17.5%となります。

運営経費

当社の派遣事業担当者の人件費、事業の賃貸料、募集費用等が総じて15.5%となります。

株式会社ネオマルス / 一般労働者派遣事業許可 派 44-300127 / 有料職業紹介事業許可 44-コ-300054
(2025年6月1日現在)

その他、キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先は、以下リンクからお問い合わせください。

<https://www.neomars.co.jp/contactus/>

